

恵那商工会議所シクラメン共済見舞金・助成金・祝金制度規約

(目的)

第1条 本規約は、「シクラメン共済」の一部をなす見舞金・祝金制度（以下、「本制度」という）の給付内容ならびに給付に関する手続き等を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 本制度の対象者は、「シクラメン共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「加入者」という）とする。
※見舞金のみ「福祉プラン」の加入者も対象とする。

(運営費)

第3条 本制度に係る運営費は、「シクラメン共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

(責任開始日)

第4条 本制度の責任開始日は、「シクラメン共済」の一部をなす定期保険（団体型）（以下、「団体定期保険」という）の責任開始日と同一とする。

(保障期間)

第5条 本制度の保障期間は、団体定期保険の保障期間と同一とする。

(失効)

第6条 団体定期保険が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

(給付内容)

第7条 本制度の給付内容は「別表1」に定めるとおりとする。

(給付手続き)

第8条 加入者が見舞金・助成金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表2」に定める書類を商工会議所へ提出し請求を行うものとする。

(規約の制定・改廃)

第9条 本規約の制定および改廃は、常議員会の決議により行う。

(附則)

この規約は、令和4年4月1日に制定し施行する。

以上

別表 1

■ 入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として5日以上入院したときに、次の病気入院見舞金を支払います。

但し、1年間（10月1日～9月末日）に1回の支払いを限度とします。

	1口	2口	3口	4口	5口
5日以上	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした入院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。なお、同じ病名で入院した場合は入院見舞金の対象とする。（新型コロナウイルス感染場合も本制度の対象とする。）

《入院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 入院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 入院の5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院

■ 通院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、ケガの治療を目的として5日以上通院したときに、次の通院見舞金を支払います。

但し、1年間（10月1日～9月末日）に1回の支払いを限度とします。

	1口	2口	3口	4口	5口
5日以上	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした通院5日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。なお、同じケガで通院した場合も通院見舞金の対象とする

《通院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は通院見舞金を支払いません。

- (1) 通院を開始した日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 通院5日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

■ 介護支援助成金

加入者が本制度の保障期間中に、配偶者または同居の親が公的介護保険の要介護1以上の認定を受けた場合を対象とし、次の介護支援助成金を支払います。

但し、1名1回の支払いを限度とします。

	1口	2口	3口	4口	5口
要介護1以上	5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした要介護1以上の認定日の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《介護支援助成金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は介護支援助成金を支払いません。

- (1) 認定日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 加入後1年未満の場合

別表 1

■ 結婚祝金

加入者が本制度の保障期間中に結婚したとき、次の結婚祝金を支払います。
夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払います。
但し、1年に1回の支払いを限度とします。

1口	2口	3口	4口	5口
5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、婚姻日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

《結婚祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は結婚祝金を支払いません。

- (1) 婚姻日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 婚姻日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 加入後1年未満の場合

■ 出産祝金

加入者が本制度の保障期間中に出産したとき、次の出産祝金を支払います。
夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに出産祝金を支払います。
多子出産の場合は、人数分の出産祝金を支払います。

1口	2口	3口	4口	5口
5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、出産日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

《出産祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は出産祝金を支払いません。

- (1) 出産日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 出産日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 加入後1年未満の場合

■ 小学校入学祝金

加入者のお子様の本制度の保障期間中に小学校に入学したとき、次の小学校入学祝金を支払います。

1口	2口	3口	4口	5口
5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、小学校入学日が属する月の加入口数を基準に祝金を支払います。

《小学校入学祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は小学校入学祝金を支払いません。

- (1) 小学校入学から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (3) 小学校入学日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 加入後1年未満の場合

別表 1

■ 健康診断助成金

加入者が本制度の保障期間中に当所が主催する健康診断に限り、1事業所10名分まで健康診断助成金を支払います。

一律(回数問わず)
お一人 2,000 円

〈健康診断助成金を支払わない場合〉

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は健康診断助成金を支払いません。

- (1) 健康診断受診日から3年を経過して請求があったとき
- (2) 事業主または加入者の虚偽の請求による時
- (3) 健康診断受診日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (4) 当所が主催しない健康診断を受診した場合
- (5) 加入後1年未満の受診をした場合

別表 2

■ 病气入院見舞金の請求手続

加入者が入院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・助成金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 入院の開始日及び終了日が証明できる診断書、入院証明書、領収書等の原本又はその写し
- 新型コロナウイルスの際は入院証明書、届出内容通知書、宿泊施設療養書、自宅療養証明書のいずれかが必要になります。

■ 通院見舞金の請求手続

加入者が通院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 通院の開始日及び終了日が証明できる診断書、通院証明書、領収書等の原本又はその写し
- 上記の書類がない場合は交通火害等通院届出書、労災による通院届出書でも可とする

■ 介護支援助成金の請求手続

加入者が介護支援助成金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「介護支援助成金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 配偶者または同居の親が公的介護保険の要介護 1 以上の認定を受けた証明書

■ 結婚祝金の請求手続

加入者が結婚祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 婚姻日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、結婚受理証明書等（続柄記載のあるもの）の原本又はその写し

■ 出産祝金の請求手続

加入者が出産祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「見舞金・祝金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 出産日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、住民票（続柄記載のあるもの）等の原本又はその写し、もしくは母子手帳、健康保険証（続柄記載のあるもの）の写し

■ 健康診断助成金の請求手続

加入者が健康診断助成金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「健康診断助成金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には当所担当者が受診名簿にて確認します。

※ 商工会議所は入院見舞金・通院見舞金の請求手続に際し、請求の内容について医療機関等に照会することがあります。

※ 商工会議所は各見舞金・祝金の請求手続に際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。